

◎議 事 日 程（第 3 号）

令和 2 年 6 月 17（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 議 案 第 2 8 号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第 3 議 案 第 2 9 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 日程第 4 議 案 第 3 0 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議 案 第 3 1 号 愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議 案 第 3 2 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議 案 第 3 3 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 8 議 案 第 3 4 号 令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議 案 第 3 5 号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 意見書案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求  
める意見書について
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 12 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（1 8 名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	杉 村 義 仁 君	12 番	鬼 頭 勝 治 君
13 番	鷺 野 聰 明 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 日 永 貴 章 君 副 市 長 鈴 木 睦 君

教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産業建設部長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君	市民協働部長	渡 辺 弘 康 君
上下水道部長	三 輪 進 一 郎 君	消 防 長	横 井 利 幸 君
保険福祉部長	近 藤 幸 敏 君	健康子ども部長	小 林 徹 男 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	丸 山 小百合	書 記	猪 飼 隆 善

---

午前9時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出され、議会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鷲野聰明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

そして連絡事項があります。

本日、午前10時頃、市では消防庁及び気象庁の緊急地震速報の訓練に合わせた緊急地震速報訓練を行います。庁舎内放送が入りましたら暫時休憩としますので、支障のない範囲で安全行動を取る訓練をしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査いただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

それでは、総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、6月9日午前9時半から開催をいたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査していただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第28号：愛西市税条例等の一部改正については、主な質疑で、固定資産の相続時に3か月以内の届出をする理由はという質問に対し、3か月の期間設定は相続放棄の手続の期限が3か月のためという、その期間に行ってもらうものであるという答弁でございました。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、高齢者安全運転支援装置の設置費用の補助金申請の受付期間はいつかという質問に対しまして、安全運転支援装置の設置後3か月以内で、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとなるという答弁でございました。また、学校職員用の布マスク600枚は1人何枚配付になるのかという質問に対し、小・中学校教職員の504人に1人1枚配付をします。あくまでも緊急用で補助的措置であるという答弁でございました。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第34号のうち当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、総務文教委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

〔「議長、すみません」の声あり〕

**○総務文教委員長（大宮吉満君）**

先ほど、3月31日と言いましたが、令和2年7月1日から令和3年3月1日までという訂正をお願いいたします。御無礼いたしました。

**○建設福祉委員長（近藤 武君）**

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、6月10日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを添付させていただいております。

議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、主な質疑で、家庭的保育事業の保育単価は市立保育園と比較するとどうなるのかという質問に対して、国で公定価格が定められており国の基準に基づき支払いがされるという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑はなく、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、主な質疑で、傷病手当金の支給に関し市民への周知への方法はとの質問に対し、広域連合のホームページに

掲載等と広域連合からのチラシを窓口に設置するという答弁でありました。

質疑の後、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正については、主な質疑で、対象者への周知はどの質問に対し、周知については市のホームページへの掲載や7月に納付書へ同封するというで行うという答弁でありました。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、主な質疑で、非常勤消防団員と消防作業従事者の違いはどの質問に対し、非常勤消防団員は公務として従事する者、消防作業従事者は民間の協力者や一般市民の協力者のことであるという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑では、住居確保給付費の支給上限額はどの質問に対し、独り世帯で1か月3万6,000円が上限です。この基準は生活保護世帯が基準となるとの答弁でした。また、老人福祉施設修繕工事の工事内容はどの質問に対し、佐屋老人福祉センターと佐織福祉センターの外壁全面修繕となるとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、主な質疑で、事務費の計上をしなかった理由はどの質問に対し、事務費については国から示されているが周知のための事務費の補償はあるが人件費の補償はない。周知については、市のホームページへの掲載や納付書に同封することで行うため補正は考えていないとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第28号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・議案第28号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

初めに、17番・真野議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第28号：愛西市税条例等の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の市税条例等の改正については、固定資産税の所有者不明の土地の使用者を所有者とみなす制度の拡大、個人市民税における寡婦控除の見直し、新型コロナウイルス感染症等に関わる徴収猶予などです。

個人市民税については、これまで改善が求められていたにも関わらず、なかなか実現されませんでした。いわゆる未婚のシングルマザーなどに対して寡婦控除を適用するものです。また、新型コロナウイルス感染症は、市民の収入の減少や事業継続が困難になるなど市民の生活に大きな影響を与えており、徴収猶予などの対策は切実に求められています。以上のような理由から今回の改正に賛成をいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第28号：愛西市税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。内容については、市民生活における改善につながるものでありますので賛成いたします。

しかし、今回、農地法違反の事例を挙げて質疑をいたしました。所有者不明の場合は、今回の改正に該当せず、現在農地法違反で他人の土地に不法投棄している事例は何ら措置ができない。つまり、やる得であることが分かりました。今後は、持ち主の生死や相続者についてもさらに調査をしっかりとし、適正な課税がされることを要望いたします。

また一方、農地法違反をし、宅地並み課税で税金を払っているからと、農地法違反を認めない事例もあります。また、津島市では、他人の土地を自分の農地だと偽り賃貸し、埋立てまでして、結果として産業廃棄物を持ち込むといった、そんな商売をする事例を市が放置するといったことが起きております。議案の趣旨とは少し外れたかもしれませんが、農地法違反においては、3年で解決しなければ法的措置ができなくなりますので、市全体で様々な法令を使い知恵を出しての解決を求め、賛成討論といたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第29号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例の一部改正では、新たに保護者の疾病や身体上、精神上、もしくは環境上の理由によって乳幼児を養育することが困難な場合も利用できるようになります。現在の愛西市の状況では、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の利用希望者や事業所の実績はありませんでしたが、建設福祉委員会の中の質疑では、現在ゼロ歳児から2歳児までの人口数1,114人中、保育を利用している乳幼児は415人の37%と多く、その役割は重要なものとなってまいりました。

今後、核家族化が進む中で、独り親家族や共働き家庭にとって、こうした受皿の利用額が増えることは、安心して子育てができる養育環境整備が必要であります。上程されました愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正については、賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、4番・竹村議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

家庭的保育は、保育者の住まいなどで行われる小規模の保育事業です。保育所と連携しながら、共に地域の子供たちを守り育てる役割を担っています。家庭的保育は、保育所の待機児童対策や人口減少地域での保育需要に応えるものとして捉えられています。今議案の質疑の中でも、本市には待機児童がいないのという言葉がありました。しかしながら、子供一人一人にきめ細やかに対応するという事は、規模に関わりなく忘れてはなりません。議案第29号が単に省令の改正による施行に伴うものだけではなく、常に一人の子供たちの保育に対する心配りを忘れないことと考え、今議案に賛成いたします。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例については、全国的な待機児童が増加する状況を解消するためということで、緩和された基準で教育・保育事業を行えることとする、そういう内容でできた家庭的保育事業の内

容であります。保育の質の確保という点では、緩和された中で行われるという点で問題がある状況があることは指摘されているところであります。また、昨年の改正においては、連携施設の確保についてさらに緩和され、10年間は連携施設を確保しなくてもいいという期間の拡大という形で緩和されたところでもあります。この愛西市では、この家庭的保育事業等の提供ということは、提供はないという状況ではあるということも答弁がありましたが、今後必要になるときの教育・保育の確保、これがしっかりと行われることが必要であると考えます。

今回の条例改正では、困難である場合という条項は残りましたが、市長の責任を明確にしたという点では評価できる点であります。また、独り親家庭が、居宅訪問型保育事業を利用することができる条件というのを明確にしたという点でも評価できる点であります。よって、今回の教育・保育の提供について、市長の責任の明確化と利用条件の明確化、そういう点の改正であるという点で、本条例には賛成といたします。

また、議案第30号の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についても同内容となり、市の市長の責任を明確化したという点では同内容で賛成となるという点について付け加えておきたいと思えます。

以上で、この本条例に賛成といたします。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この家庭的保育というのは、都会部で待機児童があつて保育園が不足していることから、それを補うためにできた仕組みであると私は認識しています。そういった意味で、待機児童がない愛西市においては不要であるとの市の考え方は理解できます。しかし、ゼロ歳から2歳というのは、社会性に乏しく集団保育というのは適していません。やはり家庭的な少人数での環境の保育が適しています。

一方、女性の働き方が多様化しており、今回は看護師さんの事例を挙げさせていただきましたが、夜間保育や休日保育等が必要な方もいます。しかし、市にはそういったサービスがなく、やむなく転職しているのが現状であります。こうした事例を家庭的保育で補うのか、今の保育園で夜間及び休日保育をするのも一つではありますが、それができないなら現在行われているファミリー・サポート・センター事業では、夜の1時までの預かりがなっており、1時間当たり1,200円もかかるのが現状であります。利用時間の幅を広げ、そして利用者助成をするなどの仕組みが必要ではないかと考えております。市には、こういったニーズが届いていないと答弁されますが、潜在的なニーズはありますので、検討をお願いし、賛成討論といたします。

**○議長（島田 浩君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]



他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第30号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・議案第30号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第31号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・議案第31号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・竹村議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第31号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

新型コロナウイルス感染症が発生した折、一番不安を感じられたのは高齢者の方々であると思います。感染すれば命の危険を感じるでしょう。これらの不安を少しでも和らげるために、保険料や医療費などの一部負担については減免や徴収猶予の制度もあります。後期高齢者医療に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、傷病手当金が支給されます。被保険者が病気などで仕事を休み、その間の給料を受けられないときの生活を保障するための制度です。新型コロナウイルス感染症と向き合い、高齢者の方の不安に寄り添うためにも、今議案に賛成します。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第6・議案第32号（討論・採決）

### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

### ○7番（原 裕司君）

それでは、議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例の一部改正では、新型コロナウイルス感染症拡大により日本の経済の衰退が危惧されております。特に、自粛要請の対象となった事業者においては、売上げの収入がゼロとなる一方で、従業員の給与や家賃の支払いは負担が増すこととなります。また、新型コロナウイルスに感染し重篤化すれば、入院治療が長引くことは明らかであります。退院後も2週間の自宅療養や自宅待機の必要となる場合も想定されます。この間に医療費はかさみ、収入もなくなることは明白であり、こんな中で新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険の被保険者に対し、社会保険と同様に傷病手当が支給されるよう改正するものであります。市民が安心して生活が送れることは福祉の原点であることから、この愛西市国民健康保険条例の一部改正には、賛成といたします。

### ○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤議員、どうぞ。

### ○16番（加藤敏彦君）

議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

国民健康保険において、休業補償が初めて提案されました。新型コロナウイルス感染症による休業補償で、その財源は国が負担するというものであります。今回の提案では、被保険者の……。

[庁舎内放送あり]

### ○議長（島田 浩君）

加藤議員、ちょっとストップしてください。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩を取ります。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（島田 浩君）

御苦労さまでした。

休憩を解き、会議を再開いたします。

加藤議員、誠に申し訳ない。また、最初からお願いいたします。

○16番（加藤敏彦君）

賛成の討論を行います。

国民健康保険において、休業補償が初めて提案されました。新型コロナウイルス感染症による休業補償で、その財源は国が負担するということでもあります。今回の提案では、被保険者の事業主が対象でないという問題がありますが、休業補償制度が提案されたことは画期的なことでもあります。これまで国民健康保険の加入者は、健康保険のような休業補償がないため、民間の保険に頼らなければなりませんでした。コロナ感染症だけでなく、病気やけがにおいても、公的保障が行われるなら市民は安心して暮らせます。今後の課題として検討することを求めて、賛成の討論とします。以上。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

被用者で、コロナ感染者の疑いがある発熱者まで助成がされるということで、大変すばらしい改正でありますので、賛成の立場で討論いたします。

しかし、運営に当たり、少し意見を述べさせていただきたいというふうに思います。コロナ感染で、国から様々な助成の仕組みが出来上がってきていますが、一般市民には、どれが自分に該当するのか大変分かりにくいのが、今の助成金制度であります。そして、今回の国民健康保険での助成につきましても、発熱して病院へ行っても、こういった助成の仕組みがあることを教えていただけない、そんな状況にあります。答弁の中では、国の仕組みなので、市が医師会にこの仕組みの説明をしてお願いをすることはしないというような答弁がありました。しかし、昨日、私は偶然医師の方にお会いする機会がありました。そのような仕組みがあることは、全く医師には情報が届いていない。知っていれば、患者さんに一言声をかけることができるといったことをお聞きしております。仕組みをつくり、お金を出していくのは国。そして、困っている人に、この仕組みを知らせて救っていくのが、市の役割ではないでしょうか。

今後、医師会にもお願いし、広報、啓発に努めて、一人でも多くの方が救われるような運用をお願いしたいと思います。以上、賛成討論です。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第33号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第34号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算では、総務費における高齢者安全運転支援装置促進補助金475万2,000円が計上されています。昨今、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が後を絶たない現状であります。また、事故の巻き添えにより、死亡事故も発生しております。高齢者の中には、住んでいる地域の事情により、運転に不安を抱きながらも運転せざるを得ない場合もあります。また、年金生活で、預貯金もなく安全装置付自動車の買換えが困難な自動車の所有者にとっては、大変ありがたい支援制度となっております。市民の命を守るためにも重要な補正予算であります。この場を借り、継続的な高齢者安全運転支援装置推進事業を進めていただ

くよう要望させていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急対策費といたしまして、議案第36号で幅広い市独自の追加予算が上程され可決されましたが、この補正予算では、学校給食食材補償金1,341万1,000円が計上されております。学校給食の食材の発注は、献立を基に1か月分をおおむね1週間前に発注することになっております。今回、国からの学校休業要請は、この期日を過ぎてからの要請であり、発注した食材の解約補償はすべきものであります。今後、契約農家や契約生産者にも影響を及ぼしますので、納入業者と十分調整していただくようお願いいたします。

次に、民生費における社会保障費では、住居確保給付費139万8,000円が計上されております。生活困窮者等に対する住まいを確保する事業であります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入の減収や解雇により、働き場所や住まいもなくなることも想定される経済的弱者に対し、無料宿泊所、低額宿泊所の住みの場を支援することは、在宅復帰、社会復帰につながる日常生活支援の一環であります。

これらの支援事業を円滑に行うには、マイナンバー制度を充実させることが大切であります。クライアントに対して十分な支援が行えているか、重複した支援が行われてはいないかを、システム改修によって整理する必要があります。このことについては、建設福祉委員会における質疑や議論の中でも異議を訴える委員もなく、党派、会派の垣根を超え全ての委員が新型コロナウイルス感染症拡大による経済支援、生活支援の重要な補正予算でもあり、マイナンバー関連に関する児童手当システム、生活保護システム改修費には必須であるという意思表示をされました。よって、今回追加された1億3,598万9,000円の補正額は妥当であり、この愛西市一般会計補正予算（第2号）に対して、賛成といたします。

**○議長（島田 浩君）**

次に、4番・竹村議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から発言をいたします。

現在、最善の手を打っていかなくてはならないのが、新型コロナウイルス感染症対策です。国、県の事業につきましては専決処分をされ、速やかに行われています。本議案では、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、感染症予防費で市立小・中学校に布製マスク及び手指用消毒液を配置いたしました。社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえて、住居確保給付金の支給対象が拡大されたための住居確保給付金の計上をしています。新型コロナウイルス感染症とは別に、交通安全推進費で高齢運転者の踏み間違いによる交通事故の減少を目的とする安全運転支援装置設置促進補助金を計上しています。生活保護総務費では、日常生活支援住居施設による入居者支援の開始に対応するための生活保護システム改修を計上しました。

これらの補正予算は、全て市民の生活に直結するものばかりであり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める市民を支える予算と認め、今議案に賛成します。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

まず、児童手当システム改修においてマイナンバーのレイアウトの変更がされる、そのための財政措置であるということについての財政措置の計上については問題であるということについては考えておるところであります。マイナンバーについては、是認をしたということでは決してありません。今後よく様々な利用がされる中で、よく論議をしていく必要があるということとは申し添えたいと思います。

しかしながら、高齢者の安全運転を支援する設備の支援をすることや、従来から課題となっていた雨漏りなどの内容についての改修、佐屋老人福祉センターの改修を含む施設の修繕、これを行うこと。また、新型コロナウイルス対策として国の1次補正予算に関わる事業として、学校の感染対策、また学校給食の食材費の補填、収入が著しく減った人の住居の確保など、必要な予算措置であると考えるところであります。以上の点で、今回の補正予算については、高齢者支援や新型コロナウイルス感染対策支援ということについては、非常に評価できる場所でありますので、賛成といたします。

今後につきまして、1つ要望があります。国の2次補正予算に関わることや、2兆円追加となった地域創生臨時交付金による市のさらなる独自施策のための補正予算編成が早急に望まれるところでもあります。今後は第2波、第3波に備えるためにも、機動的な市政運営を行っていかねばなりません。そのためにも、私たち議会として、臨時議会を早急に予定をし、予算審議を行い、市の意思決定機関としての議会の役割を發揮していくということがとても重要であると考えるところであります。9月の定例議会を待たずに、やはり今、市民が困っていることをよく議会の中で論議をしていく。そして、意思決定をしていくということは必要なことでありますので、そのことを求めて賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

全てに賛成というわけではありませんが、かつてから要望してきた高齢者安全運転装置の補助、そして居住支援をはじめコロナ対策等が含まれている重要な補正でありますので、賛成といたします。

今回は、一般質問を中止することに反対したのですが、それもかないませんでしたので少し課題等について述べさせていただきます。

福祉部局、そして教育部局は大変忙しい、一人一人の子供に寄り添った支援に対応していた

だいていると思います。その中で、学校について既に取り組んでいただいていることもありますが、状況についてお話をさせていただきたいと思います。

まず最初に、コロナ対応等でマスクをしております。そういった中で、熱中症対策が大変重要になってまいります。1年生で、水筒のお茶が足りなくなって、1リットルのお茶を持たせた。そしたら、空っぽで帰ってきた。翌日は、小さな体に1.5リットルの水筒を首にぶら下げて送り出した。また、空っぽで帰ってきた。それが、今の現状です。今、マスクとか消毒等の今回補正予算が組まれておりますが、様々なこれ以外の対策が必要ではないでしょうか。水道についても述べさせていただきましたが、いまだに先生方が水道の水は飲むのにふさわしくないという方針を出していらっしゃる学校もあります。では、災害時には、じゃあこの水道の水は飲めないのかということになってしまいます。これからランドセルの重さも大変問題になってきますので、そういったこともぜひ取組をお願いしたい。下校時のマスク着用についても、しっかりと今学校教育課のほうでは議論をされていると思いますが、末端の学校のほうでは、まだまだそれが浸透していないのが現状です。

そして、あと先生の多忙な状況です。消毒をしたり、エアコンのメンテナンスまでが、今、愛西市では先生の仕事になっています。今、大学生はウェブ授業です。バイトもないというのが状況です。教育学部の学生をアルバイトで補助員に来ていただくのも、先生が教育に集中できる一つの方法ではないでしょうか。このことは、大学生本人から提案がありました。ぜひそういった検討もお願いしたいと思います。

それから、第2波に備えてITの整備、iPadの整備も重要になってまいります。津島市では一般質問が行われ、全員にこういったネット授業ができるような体制を今年度中に行うというような方針も出されております。愛西市もしっかりとお願いをしたいと思います。

そして、不登校、いじめが、全国的にコロナが終わって学校が始まった段階で急激に増えております。それに対してもどう対応していくのか、いろんな部署と連携を取りながら対応をお願いしたいと思います。

そして、福祉部局におきましては、高齢者の体力低下、認知が進んでいる現状、私は目の当たりにしております。この間、3か月間、外出を控えてきた高齢者を今後どう支えていくのか、その施策についても早急につくり上げていただきたいと思います。

そして、今回様々な補正予算、初日に通ったり、今回のこの補正にも出てきておりますが、やはり大学の退学ということも耳にできておりますので、そういった対策についても、愛西市では財政調整基金がかなり県下でも2番目に多いといった状況にありますので、基金残高が多いという状況にありますので、積極的に困っている方々に支援をお願いしたいということで、討論を終わります。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第35号（討論・採決）

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

初めに、4番・竹村議員、どうぞ。

##### ○4番（竹村仁司君）

議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論します。

病気やけがで働けなくなり給料がもらえない場合、会社員らが加入する健康保険には現金を給付する傷病手当金があります。自営業者らが加入する国民健康保険にはない制度です。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症では、特例で給付することとなりました。新型コロナウイルス感染症については、国内でいまだ感染が終息しつつあるとは言えない状況です。そのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要になります。今回の国保などによる傷病手当金は、その手だてとして大切なものです。以上のことから、今議案に賛成いたします。

##### ○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合議員、どうぞ。

##### ○18番（河合克平君）

では、議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論をいたします。

従来、国民健康保険法に定められている傷病手当金という制度を、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、愛西市が条例化をし、その補正予算を組むということは、評価できる場所があります。

ただ、国が財政措置をするからと、そのことだけに限定をしている、そのことについては非常に残念であります。また、事務費の予算化をしていないということについては、新型コロナウイルス対策としての事業へ取り組む市の姿勢が十分でないのではないかと市民から受け止められことになるのではないのでしょうか。法人の役員は、社会保険に強制加入であり、傷病手当制度の対象でもあります。国民健康保険においても、個人事業主が安心して療養できる制度をつくるということは、重要であります。また、個人事業主に限っては、事業の継続を考えたときに、感染をしても仕事をせざるを得ないという状況も発生することも考えられ、感染の



拡大を防ぐということについては、国民健康保険の被保険者全てにおいてその休業の傷病手当金制度が適応できる、そのような内容をつくっていくということが必要であると考えます。

今後、市の独自施策として、地方創生臨時特例交付金ということもあります。個人事業主の傷病手当金制度の拡大ということも求めてまいりたいと思います。また、新しいこういう補償になりますので、しっかりと分かりやすく市の独自の周知の仕方ということも考えていただいで進めていただきたいということを求め、賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・意見書案第1号：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（鷲野聰明君）

意見書案第1号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第1号、愛西市議会議長・島田浩殿、議会運営委員会委員長・鷲野聰明。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書について。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大第2波、第3波が懸念される中、最前線で対応に当たる地方公共団体に必要十分な対策を行うことができるよう、国に対し新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月17日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）宛てでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。意見書案第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、意見書案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

18番・河合議員。

○18番（河合克平君）

今回のこの意見書案の提案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

最大限の財政措置を講ずるべきであるという内容については、ぜひとも国においてその実現を迫ることをこの愛西市議会で意見書を提出されることについて、大変評価できる所であり、ぜひとも今後におきましても、この地方創生臨時交付金の利用の仕方等などについても、よく話し合いはできるようにしていただけることを求めて賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

他に賛成討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

##### ○議長（島田 浩君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

##### ○市長（日永貴章君）

それでは、令和2年6月定例議会閉会に当たりまして、お礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

5月25日よりお願いをしておりました本定例会でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う2点の追加議案をはじめ、議員各位におかれましては、いずれの議案に対しましても慎重な議論を頂き、また御議決を頂きまして、誠にありがとうございました。

議案質疑等において頂きました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府や愛知県の緊急事態宣言が解除をされ、小・中学校が再開をされました。また、市の公共施設においても再開をしておりますが、3つの密の感染予防対策が十分に講じられない施設につきましては、引き続き一部利用を中止とさせていただきます。各種行事、イベントなどにつきましても、開催につきましてもの基準

が、国、県において示されております。これらの基準を基に、開催の可否につきましては、主催者と協議、検討をし、判断がされておりますが、開催に際しましては、3つの密などの予防対策を講じ、参加者などの協力は不可欠となっております。皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

国内では、新型コロナウイルスの感染者が断続的に発生をするなど、感染症リスクは依然として社会生活の場に潜伏、潜在しております。今後も社会経済活動を維持しながら、私たち一人一人が感染症予防に努めていくことが不可欠であります。このため、引き続き市民の皆様、議員各位におかれましては、3つの密を避けるなど新しい生活様式を実践し、日常生活の中に定着をしていただきますようお願いをいたします。

6月に入り、この地方でも梅雨入りとなり、大雨による災害の発生しやすい時期でもあります。市といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症予防対策を含め、災害の発生と併せ、避難所における避難者の新型コロナウイルス感染症への備えと両面で万全な体制を取っていかなければなりません。

結びに、議員各位におかれましては、暑さ対策など体調管理に十分御留意を頂き、それぞれの立場で御活躍されますことを御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（島田 浩君）**

これにて令和2年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時37分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

島田 浩

会議録署名議員  
第2番議員

石崎 誠子

会議録署名議員  
第3番議員

佐藤 信男